

2021 October

10

No.860

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・従業員数500人以下の事業主のみなさまへ 2
社会保険の適用範囲の拡大
- ・年金委員・健康保険委員の皆様へ 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・被扶養者資格再確認にご協力をお願いします 4
- ・整骨院・接骨院のかかり方 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 6
- ・佐賀働き方改革推進支援センターのご案内 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・社会保険料控除証明書が発行されます 8

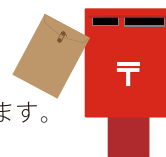
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



従業員数500人以下の 事業主のみなさまへ

法律改正の
ご案内



2022年10月 から段階的に
一部のパート・アルバイトの方の
社会保険の加入が義務化され、
社会保険料のご負担が変わります。

対象企業 2Stepでわかる新たな適用範囲

Step1

企業の規模

新たに対象となる
企業は段階的に
拡大されます。

従業員数の 数え方

従業員数は現在の
厚生年金保険の
適用対象者数です。

対象となる企業

現在

従業員数
501人以上
の企業

2022年10月～

従業員数
101人以上
の企業

2024年10月～

従業員数
51人以上
の企業

従業員数は以下の
A+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A

フルタイムの
従業員数

+

B

週労働時間がフルタイムの
3/4以上の従業員数
※従業員には、パート・
アルバイトを含みます。

Step2

新たな加入 対象者の把握

新たな加入対象者は、
右の条件を全て満たす
パート・アルバイトの方です。

週の所定労働時間が
20時間以上

月額賃金が
8.8万円以上

2ヶ月を超える
雇用の見込みがある

学生ではない

詳しくは、特設サイトをご覧ください。

適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakudai/index.html>



年金委員・健康保険委員の皆様へ

◆◆◆『年金委員・健康保険委員研修会』のお知らせ◆◆◆

年金委員は、会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行う民間の協力員です。佐賀では職域型、地域型を含め約1,560名の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

今年度は、年金委員・健康保険委員を対象に県内の各年金事務所及び全国健康保険協会佐賀支部共催で、次のとおり研修会を開催します。

なお、各会場の受付は、研修会開始30分前から行います。

職域型

- 佐賀年金事務所 TEL:0952-31-4191
 - ① 令和3年11月5日(金)13:30～16:30 アバンセ〔ホール〕
(13:30～14:30については、年金委員・健康保険委員功労者の表彰式を開催)
 - ② 令和3年11月11日(木)14:00～16:00 サンメッセ鳥栖〔3階大会議室1・2〕
- 唐津年金事務所 TEL:0955-72-5161
 - ① 令和3年11月16日(火)14:00～16:00 唐津市高齢者ふれあい会館〔りふれ〕
 - ② 令和3年11月18日(木)14:00～16:00 伊万里市生涯学習センター〔第3学習室〕
- 武雄年金事務所 TEL:0954-23-0121
令和3年11月29日(月)14:00～16:00 武雄市文化会館〔小ホール〕

地域型

- 佐賀年金事務所 TEL:0952-31-4191
令和3年11月19日(金)14:00～16:00 アバンセ〔第3研修室〕

研修内容は、年金制度改正、事務手続きなどとなっています。詳しい研修内容や年金委員制度に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所までお願いします。

年金委員については、日本年金機構ホームページにも掲載されていますのでご参照ください。

なお、健康保険委員については全国健康保険協会ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため各会場とも入場人数に制限を設けて開催予定です。
※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため予定が変更となる場合があります。

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和3年10月分保険料の納付期限は令和3年11月30日(火)です。

～事業主様・加入者様へ～

保険料負担の軽減につながる大切なお願いです。
**被扶養者資格再確認に
ご協力をお願いします。**

確認対象者

⇒ 令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者として認定されている方。
(確認対象者がいない事業所には被扶養者状況リストは送付いたしません)

被扶養者状況リストの発送時期

⇒ 令和3年10月下旬から11月中旬にかけて順次発送

提出期限

⇒ 令和3年12月20日(月)



提出物 【扶養から外れる方がいない場合】

◇ 被扶養者状況リスト(正)※

次に該当する場合のみ、事実を証明する書類および、被扶養者現況申立書が必要です。

○ 被保険者と別居している被扶養者

→ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(学生の場合は省略可能)

○ 海外に在住している被扶養者

→ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

【扶養から外れる方がいる場合】

◇ 被扶養者状況リスト(正)※

◇ 被扶養者調書兼異動届

◇ 扶養から外れる方の健康保険証(高齢受給者証等)



※被扶養者状況リスト(副)は事業主様の控えとなりますので、送付せず手元に保管をお願いします。

**令和
2年度の
実績**

扶養解除人数 **約6.8万人**

高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) **約1億円**

保険料負担軽減へのご協力ありがとうございました。



整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院での柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。



健康保険の対象となる場合

急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼
※骨折、脱臼は応急処置を除き、医師の同意が必要です。

1 負傷の原因を正しく伝えましょう

健康保険が使えない場合がありますので、いつ・どこで・何をしていたのか、原因を正確に伝えましょう。

2 療養費支給申請書の記載内容をよく確認しましょう

整骨院・接骨院で記入を求められる**療養費支給申請書**は、施術を受けた本人に代わり、整骨院・接骨院が健康保険適用分の費用を協会けんぽに請求する委任状の役割を果たします。白紙の療養費支給申請書に署名すると、実際の治療と異なった請求につながるおそれがあります。
負傷原因、負傷名、日数、金額等をよく確認して署名しましょう。

3 領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう

領収書は無料発行が義務化されています。領収書は必ず受け取り、金額を確認したうえで大切に保管しましょう。



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- 病気(神経痛・リウマチ・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 過去の交通事故等による後遺症
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途中の負傷 など

加入者の皆様へ

協会けんぽでは、施術を受けた加入者の皆様に、整骨院・接骨院から提出された療養費支給申請書に記載の負傷原因や施術内容について、文書で照会をさせていただく場合があります。

健康保険の適正な運営のため、ご協力をお願いします。



柔道整復師の施術に関するお問い合わせ先

業務グループ **TEL 0952-27-0613**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。
～すべての申請は郵送にてお手続きいただけます。～



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和
3
年度

社会保険事務講習会のご案内

『出産・育児・介護に関する講習』

これからの女性の活躍をサポートする出産・育児・介護休業等の充実した社会保障制度について講習を行います。

地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和3年 11月 4日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖会場	令和3年 11月12日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	令和3年 11月18日(木)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
武雄会場	令和3年 11月25日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和3年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX** または **郵送** にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書



整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	『出産・育児・介護に関する講習』 (佐 賀 ・ 鳥 栖 ・ 唐 津 ・ 武 雄) 会 場 令 和 年 月 日 ()			
参加者氏名				
事 業 所 名				
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

中小企業・小規模事業者等の皆さま

佐賀働き方改革推進支援センターのご案内

佐賀働き方改革推進支援センターでは、労務管理の専門家である社労士が働き方改革についての相談に応じています。**相談無料、秘密厳守**です。

こんなことで
悩んでいませんか？

残業の上限規制って何？

助成金の申請はどうすればいいの？

36協定ってどうやって作るの？

同一労働同一賃金ってどうすればいいの？

そのお悩み、
ぜひ専門家にご相談ください！

わが社の就業規則を見てほしい

テレワーク対応ってどうすればいいの？

「働き方改革推進支援センター」で、無料で訪問支援が受けられます！

「働き方改革関連法」の施行が順次始まっています。

全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法や賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々な労務管理上の疑問点について、**無料で相談・支援を行っています**。

来所相談・電話相談のほか、**社会保険労務士等の専門家**が会社にお伺いする訪問支援も行っておりますので、「働き方改革推進支援センター」を是非お気軽にご利用下さい。

「働き方改革推進支援センター」の支援内容



来所相談・電話相談

専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。

電話・メールでの相談も受け付けています。
(受付時間：平日午前9時～午後5時まで)



セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。



企業への専門家派遣(訪問相談サービス)

専門家が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、最大6回まで無料で相談をお受けします。



佐賀働き方改革推進支援センター ☎0120-610-464

令和3年11月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	2 鹿島市役所 (予約)	3	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 年金事務所 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15 年金事務所 延長相談 19時まで	16 鹿島市役所 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 年金事務所 延長相談 19時まで	23	24	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29 年金事務所 延長相談 19時まで	30				

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます 一年末調整・確定申告まで大切に保管をー

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において**全額が社会保険料控除の対象**となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。



最近、急速に体育という言葉がスポーツに置き換えられていることに気づきました。国民体育大会は国民スポーツ大会、地区体育協会はスポーツ協会へ、などなど。ここ1年半ほどは「自粛」、「不要不急」、を付度してスポーツ行事の中止が続いていますが、スポーツの語源とされる、「気晴らしをする、楽しむ」ことを満喫できる日が待ち望まれます。(山)